

令和4年度第1回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和4年8月22日（月）

午後2時から

場 所：301会議室（市役所3階）

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	令和4年度における行政評価の実施について
議 題 1	事務事業の外部評価について
議 題 2	その他
閉 会	

1 行政評価制度の見直しについて

本市では、平成15年度から行政評価を実施してきたが、より効果的な制度となるよう、以下のとおり制度の抜本的な見直しを行った。

(1) 評価対象の拡大

行政評価の対象とする事務事業は、これまで行政評価会議において選定を行っていたが、今年度から武蔵村山市第五次長期総合計画の実施計画に登載されている全ての事務事業のほか、市長が必要と認める事務事業として、外部の意見を参考に見直しを図りたいと考えられるものなどに、対象を拡大して行うこととする。

(2) 評価方法の見直し

事務事業評価の対象の拡大に伴い、施策評価の廃止及び評価調書の様式の全面的な見直しを行うとともに、行政評価会議による二次評価を廃止し、各所管による内部評価と、内部評価を行った一部の事務事業を行政評価委員会による外部評価により、評価を行うこととする。

(別添資料：「武蔵村山市第五次長期総合計画 ③実施計画」参照)

2 行政評価委員会の所掌事務等

行政評価委員会は、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とするために設置される委員会であり、所掌事務は、外部評価に関すること、その他行政評価の実施に関して必要と認めることを審議し、その結果を市長に報告することである。

(資料一覧1ページ：「資料1」武蔵村山市行政評価委員会設置要綱」参照)

3 行政評価委員会の委員

行政評価委員会は、市長が委嘱する6人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和3年9月17日から令和5年3月31日までとなる。

(資料一覧3ページ：「資料2」武蔵村山市行政評価委員会委員名簿」参照)

4 行政評価の目的

(1) 市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換

市民の生活感覚で事務事業を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。

(2) 透明性の高い行政運営の実現

P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)サイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。

(3) 職員の意識改革

「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図

る。

(資料一覧 4 ページ：「資料 3 武蔵村山市行政評価実施要綱」参照)

5 行政評価の対象

令和 4 年度の行政評価の対象は、武蔵村山市第五次長期総合計画の令和 3 年度の実施計画に登載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）及び所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業を対象とし、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うものとする。

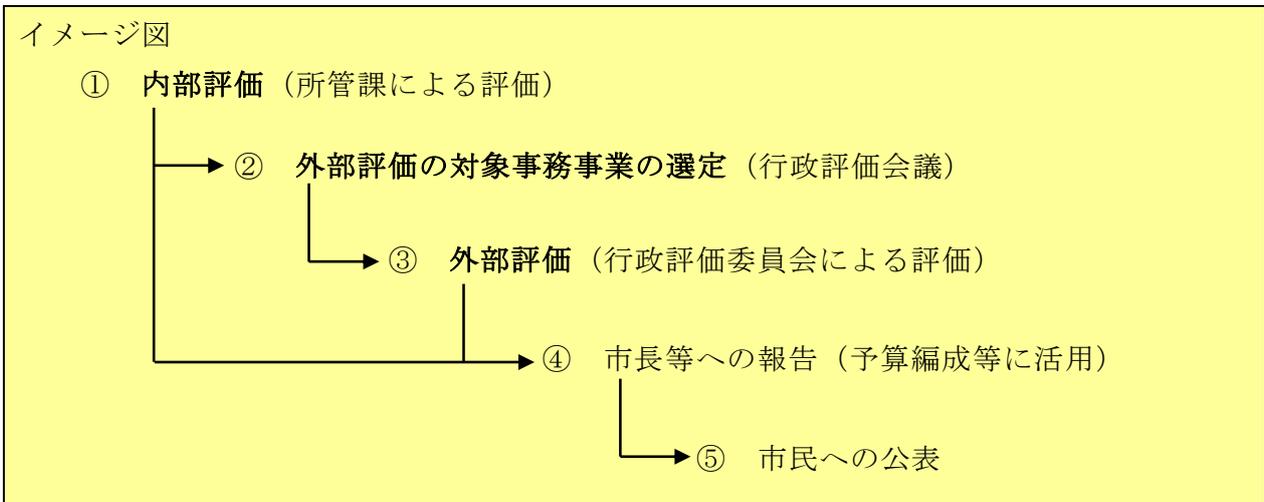
なお、行政評価委員会による外部評価は、内部評価を実施した事務事業のうち、行政評価会議が選定した 14 件の事務事業等を対象として実施するものとする。

(資料一覧 6 ページ「資料 4 令和 4 年度第 1 回行政評価会議会議録（要旨）」及び「令和 4 年度行政評価外部評価の対象事務事業」参照)

6 行政評価の流れ

所管課による内部評価の実施後、行政評価会議により外部評価の対象事務事業として選定されたものについて、行政評価委員会による外部評価を行うものとする。

また、行政評価の結果は、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館で閲覧に供するほか、市ホームページ等に掲載することで市民に公表する予定である。



7 行政評価委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応している。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧 18 ページ「資料 5 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び資料一覧 22 ページ「資料 6 武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

議題 1 事務事業の外部評価について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、行政評価会議により選定された事務事業等について、所管課による内部評価を踏まえて外部評価を行う。

外部評価は、所管課による内部評価を踏まえて外部評価調書により行うものとし、事務事業等の実施状況や実績などについて、行政評価委員会として視点別に評価するとともに、今後の方向性を含めた総合評価を行うものとする。

○ 外部評価調書（事務事業）（案）

事務事業名			
所管部署			
視点別の評価	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・市民との協働により事業を実施しているか 	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・受益者負担は適切か ・施策への貢献度は適切か 	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託等は可能か ・事業費の更なる削減は可能か ・類似事業等との統合は可能か 	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了	

○ 外部評価調書（補助金等）（案）

事務事業名			
所管部署			
視点別の評価	公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・一般市民にも間接的な受益があるか 	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・補助基準は明確か ・補助金の交付により期待された効果が得られたか 	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内容や補助額の見直しは可能か ・補助期間を設定しているか ・類似の補助金との統合は可能か 	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了	

（参考）

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

（設置）

第1条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 武蔵村山市行政評価実施要綱（令和4年武蔵村山市訓令（乙）第25号）第4条第1項第2号に規定する外部評価に関すること。

(2) その他行政評価の実施に関して必要と認めること。

○ 本日の審議対象（計2件）

No.	事務事業等	主管課	審議時間 (予定)	資料(※) ページ
10	市内循環バス運行経費 補助事業	交通企画・ モノレール推進課	午後2時30分 ～午後3時5分	P11
4	創業支援事業	産業観光課	午後3時10分 ～午後3時45分	P5

(※)「令和4年度行政評価 外部評価の対象事務事業」参照

議題 2 その他

○次回以降の会議の開催日程

	日 時	場 所	評 価 対 象 事 案
第 2 回	令和 4 年 1 0 月 6 日 (木) 午後 2 時から	中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階)	No. 13 地域未来塾事業 No. 11 巡回相談員配置事業 No. 12 英語検定事業
第 3 回	令和 4 年 1 0 月 1 3 日 (木) 午後 2 時から	3 0 1 会議室 (市役所 3 階)	No. 9 子どもショートステイ事業 No. 3 人間ドック等助成事業 No. 14 スポーツ少年団支援事業
第 4 回	令和 4 年 1 0 月 2 0 日 (木) 午後 2 時から	3 0 1 会議室 (市役所 3 階)	No. 5 権利擁護推進事業 No. 8 保育コンシェルジュ事業
第 5 回	令和 4 年 1 0 月 2 7 日 (木) 午後 2 時から	中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階)	No. 6 在宅医療・介護連携推進事業 No. 7 生活支援体制整備事業
第 6 回	令和 4 年 1 0 月 3 1 日 (月) 午後 2 時から	中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階)	No. 1 ブロック塀撤去工事等助成金交付事業 No. 2 消防団準中型・中型免許取得補助事業